

宮川下流漁業協同組合内共第37号、内共第44号 及び内共第45号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第37号、内共第44号及び内共第45号第5種共同漁業権（以下「内共第37号、内共第44号及び内共第45号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第37号、内共第44号及び内共第45号の内容である次の表のア欄の漁業について、イ欄の漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄のとおりとする。

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 資 格
あ ゆ漁業 や ま め 漁業 に じ ま す 漁業 い わ な 漁業 こ い 漁業 お い か わ 漁業 う ぐ い 漁業 う な ぎ 漁業 あ じ め ど じ ょ う 漁業 か じ か 漁業 よ し の ぼ り 漁業	竿 釣 (友釣り、餌釣り、毛針釣り、 ルアー釣り) 手 釣 置 き 針 夜 川 網 投 網 手 投 網 あゆ受網 や な 登 り 落	組合員であること

2 前項の規定にかかわらず、前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、相続人が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業を営むべき期間)

第4条 次の表の左欄の漁業は、それぞれ右欄の期間内でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間を制限することができる。

漁業の名称	期 間
あ ゆ漁業	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで。
やまめ漁業 にじます漁業 い わ な漁業	3月1日から9月9日まで。
こ い漁業 う な ぎ漁業 おいかわ漁業 よしのぼり漁業	1月1日から12月31日まで。
あじめどじょう漁業 かじか漁業	9月1日から翌年3月31日まで。
う ぐ い漁業	6月1日から翌年3月31日まで。

2 前項ただしこの規定により、理事が期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

(漁業の方法等)

第5条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
あ ゆ漁業 やまめ漁業 にじます漁業 い わ な漁業 こ い漁業 う な ぎ漁業 おいかわ漁業 あじめどじょう漁業 かじか漁業 よしのぼり漁業 う ぐ い漁業	竿 釣	無制限 (あゆ漁業は友釣りに限る・使用できる釣竿は1本、掛け針は3段以下、4本以内、逆さ針より13cm以内、舟、リール、オートリルアーの使用は禁止とする。 やまめ、にじます、いwana漁業の竿釣りについて、使用できる釣竿は1本、その他の魚種の場合は3本以内とする。)	内共第37号の区域 (いwanaについては内共第37号、内共第44号及び内共第45号の区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・あゆ漁業は5月11日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで。 ・やまめ漁業、にじます漁業、いwana漁業は3月1日から9月9日まで。 ・こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、よしのぼり漁業は1月1日から12月31日まで。 ・うぐい漁業は6月1日から翌年3月31日まで。 ・あじめどじょう漁業、かじか漁業は9月1日から翌年3月31日まで。 ・やなは8月1日から10月31日まで。 ・毛針釣り、ルアー釣りは3月1日から9月9日まで。
	手 釣	無制限 (うなぎ漁業に限る)		
	置 き 針	無制限 (うなぎ漁業に限る)		
	投 網	無制限 (網目の大きさ15cmにつき9節以下)		
	手 投 網	無制限		
	登 り 落	3統		
	夜 川 網	76統 (網目の大きさ15cmにつき9節以下)		
	あゆ受網	10統 (口径1.5m以下、網目の大きさ15cmにつき20節以下)		
	や な	3統 (河川流幅の1/10以上の魚道を開通)		

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第6条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間その他内共第37号、内共第44号及び内共第45号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第7条 次の表のア欄の魚種について、イ欄の区域で、ウ欄の期間においては疑似餌釣り(ルーアー・フライ・テンカラ)でカエシのない(バーブレス)シングルフック1本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により漁業をしてはならない。この場合においては、採捕したア欄の魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。

ア.魚種	イ.区域	ウ.期間
やまめ、いわな、にじます	坂上発電所放水口の上流端から飛騨市宮川町忍橋下流端までの区域の宮川及びその間に流れ込む森安谷の宮川合流点から上流100mまでの区域	3月1日から9月9日まで

2 前項の公告は、この組合の掲示板に掲示して行うものとする。

(全長の制限等)

第8条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うぐい	10センチメートル
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル
にじます	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(禁止区域)

第9条 次の表のア欄の区域においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種について漁業を行ってはならない。

ア.区域	イ.期間	ウ.魚種
宮川の打保発電所堰堤上流端から上流100メートル下流端から下流100メートルの区域	1月1日から 12月31日	全魚種
宮川の坂上発電所堰堤上流端から上流100メートル下流端から下流100メートルの区域		
小鳥川の下小鳥発電所堰堤下流端から下流200メートルの区域		
小鳥川の下小鳥発電所放水口の上流50メートルから下流宮川合流点までの区域 ただし、夜川網解禁日から10月31日までの夜川網漁を除く		
洞谷の大字洞サイノカミ408番地 - 90より上流全域(林道と洞谷の交わる地点より上流全域)		
天生谷川の飛騨市河合町天生の天生谷川とかんざくれ谷の合流点より上流全域		
菅沼谷の数河開拓水路取水頭首工より上流全域		
宮川の蟹寺発電所堰堤上流端から上流100メートル下流端から下流100メートルの区域		うぐい・ おいかわ

(特定釣漁場)

第10条 次の表の左欄の区域において、右欄の期間に組合が開設する特定釣漁場においては、漁業を営む権利に基づいては漁業を行うことはできない。

区 域	期 間
ワキ谷の稲越川との合流点から、上流1,000mまでの区域	3月1日から9月9日まで

(漁業権管理費の負担)

第11条 内共第37号、内共第44号及び内共第45号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第37号、内共第44号及び内共第45号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会又は総代会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 内共第37号、内共第44号及び内共第45号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当組合員に内共第37号、内共第44号及び内共第45号の行使をさせないことができる。

2 内共第37号、内共第44号及び内共第45号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

付則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。